

第5回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 2012(平成24)年6月17日(日)
15時00分～17時00分
会場 沖縄大学 2号館 2-306 教室

— 議案書 —

第1号議案 平成23年度活動報告

平成23年度は下記の内容について活動を実施。

(1) 理事会及び総会の開催

第7回理事会（2011年5月13日、沖縄県庁 3階 第5会議室）

第8回理事会（2011年6月18日、沖縄大学 2号館 2-306号室）

第9回理事会（2011年12月18日、八汐荘 1階 小会議室）

資料や議事録は協議会のホームページをご覧ください。

<http://coralreefconservation.web.fc2.com/about/rijikai.html>

(2) 第3回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）

(3) サンゴ礁保全活動実践交流会

オニヒトデの専門家である「岡地 賢」氏に、オニヒトデの対策についての基本的な考え方を説明いただき、各団体が直面している課題、問題などについて、意見交換しました。

(4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業

(5) 後援、共催、協賛

後援：

2011年12月8日 「海洋博研究センター サンゴシンポジウム サンゴの移植⑥ ―有性生殖と無性生殖による種苗生産技術―」

2012年2月12日 「沖縄・生物多様性市民ネットワークアオサンゴ作業部会 海をまもる方法～海洋保護区について考えてみよう」

2012年3月22日 「海洋博研究センター サンゴの分類と同定 2012」

2012年3月4日 「沖縄生物・多様性市民ネットワーク アオサンゴ作業部会 自主ルールを用いて自然をまもる方法」

共催：

2011年11月6日 日本サンゴ礁学会第14回大会公開シンポジウム「めざせ！ちゅら海―島人が取り組むサンゴ礁の保全・再生―」

協賛：

2011年9月17日 八重山サンゴ礁保全協議会「海からの『御恩』と『御恩返し』」（即興演劇のインプロシアター）

(6) 第4回美ら海写真展への出展

(7) サンゴの日パネル展

(8) ホームページの維持管理

平成23年度活動計画に挙げていたパネル作成は実施できなかった。

第2号議案 平成23年度収支決算報告

平成23年4月1日～平成24年3月31日までの決算は下記のとおりです。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付		11,977,500
2) その他助成金等	100,000	
3) 預金利息	68	1,298
4) 口座の移動	1,000,000	
5) 前年度繰越金	478,651	
小計	1,578,719	11,978,798
収入合計		13,557,517

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	70,849	1,365
2) 会議費	30,607	
3) 旅費	331,180	
4) 雑費	11,660	
5) 協賛金	200,000	
6) 助成金		500,000
7) 口座の移動		1,000,000
8) 次年度繰越金	934,423	10,477,433
小計	1,578,719	11,978,798
支出合計		13,557,517

支出詳細

活動費：わたしのサンゴ礁イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料など

会議費：サンゴ礁保全活動実践交流会会場使用料

旅費：理事会旅費、サンゴ礁保全活動実践交流会講師旅費、アラムコ社表敬旅費

雑費：表敬の際の土産など

協賛金：八重山サンゴ礁保全協議会

助成金：NPO 法人読山原（半額）、ニライ地区のサンゴを見守る会（半額）

※助成金に関しては、上記団体に平成24年度に残りの金額（50万円）を、他の選定された団体に90万円を支出する予定です。

第3号議案 平成24年度事業計画(案)

平成24年4月1日～平成25年3月31日までの活動(案)は下記のとおりです。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第4回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施(環境フェアへの出展)
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴの日パネル展
- (6) ホームページの維持管理
- (7) 後援、共催、協賛
- (8) その他活動に必要な事項

第4号議案 平成24年度収支予算(案)

平成24年4月1日～平成25年3月31日までの予算(案)は下記のとおりです。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付	100,000	
2) その他助成金等	90,000	
3) 口座移動	1,000,000	
4) 前年度繰越金	934,423	10,477,433
小計	2,124,423	10,477,433
収入合計		12,601,856

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	210,000	4,000
サンゴ礁コンテスト	(50,000)	
アジェンダ21会費	(5,000)	
環境フェア出展費用等	(5,000)	
サンゴ礁保全活動実践交流会	(100,000)	
ホームページのメンテナンス	(50,000)	
2) 会議費	50,000	
3) 旅費	500,000	
事会旅費	(400,000)	
シンポジウム等旅費	(100,000)	
4) 通信費	4,000	
5) 雑費	10,000	
6) 助成金		4,400,000
平成23年度助成事業		(1,400,000)
平成24年度助成事業		(3,000,000)
7) 委託費	500,000	
平成23年度助成事業	(500,000)	
8) 口座移動		1,000,000
9) 次年度繰越金	850,423	5,073,433
小計	2,124,423	10,477,433
支出合計		12,601,856

昨年の総会で、サウジアラムコからの寄付金を特別会計としてはどうかという意見があったが、事務局の運営費やサウジアラムコ以外からの寄付金の受け皿としても活用したいので、一般会計とすることが了承されている。ただし、資金の流れが明確になるように、サウジアラムコからの寄付については、「サウジアラムコ基金」として、分けて記載した。

第5号議案 規約の改正

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は2008年に設立し、約3年が経ちました。協議会の方針で会費を取らず安定した活動資金がないこと、また、理事の皆さんをはじめ本業の合間での活動を中心に行っていることなどから、なかなか思うような活動ができない状況が続いておりました。

そのようなとき、サウジアラムコからの寄付や白石などの寄付が申し込まれ、協議会にとって新たな展開が期待できるように思います。また、このことは社会的な期待の現われであると同時に、協議会として重い社会的責任を果たす必要がでてきたことも意味しています。

昨年度に協議会の新たな活動として、第1回目の助成事業を実施しましたが、協議会内部で十分な議論ができなかったことや協議会の体制について、これまで主だった活動がなかったために表面化しなかったいくつかの問題が顕著になりました。

そこで、今後の理事会、協議会の運営をスムーズに進めていくために、理事会の組織構成の明確化、規約・規則等の変更等に関する権限の所在の明確化、効果的に委員会を運営していくための体制の整備、監査員の役割の強化、事務局機能の強化などが必要であることから、組織体制を強化し、協議会規約の見直しを提案します。

第5-1号議案 規約の改正（第14条）

今まで監査役は会計の監査を行っていたが、監査役は業務も監査するように変更したい。ただし、業務を監査するということは、規約通りに仕事が行われているかや、決裁事項はしかるべき審議を経ているかを監査することとする。

改正前	改正後
(役員の職務) 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。	(役員の職務) 3 監査役は、協議会の <u>業務及び</u> 会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5-2号議案 規約の改正（第16条）

理事会運営要綱や委員会運営細則など各会で改正や制定する規則と区別するため、総会で議決を経るものを規約としたい。

改正前	改正後
第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) <u>規約及び規則</u> の制定または変更	第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 規約の制定または変更

第5-3号議案 規約の改正（第18条）

理事会の構成を明記し、事務局の強化や運営の円滑化を図るため、理事会に事務局長を置くこととしたい。

改正前	改正後
第18条 理事会は、必要に応じて開催する。 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。 3 理事会の議事は、 <u>出席した理事の</u> 5分の3以上により決する。 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。 5 理事会に出席できない <u>会員</u> は、所定の様式により他の <u>出席理事</u> へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。	第18条 理事会は、必要に応じて開催し、 <u>会長、副会長、理事、事務局長により構成する。</u> 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。 3 理事会の議事は、 <u>出席者の</u> 5分の3以上により決する。 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。 5 理事会に出席できない <u>構成員</u> は、所定の様式により他の <u>出席者</u> へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

第5-4号議案 規約の改正（第19条）

他の条項では「議決」となっているため、用語を統一したい。

改正前	改正後
第19条 理事会は、次の事項を <u>決議</u> する。	第19条 理事会は、次の事項を <u>議決</u> する。

第5-5号議案 規約の改正（第20条）

下記のとおり、第3項を削除したい。

改正前	改正後
第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。 3 <u>委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。</u>	第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

第5-6号議案 規約の改正（第21条）

委員会と理事会の連携を維持するため、理事が委員長となるようにしたい。また、各委員会の運営強化を図るため、細則を作成するようにしたい。

改正前	改正後
<p>第21条 委員会は会員の有志により構成される。</p> <p>2 <u>委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。</u></p> <p>3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。</p> <p>4 <u>委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。</u></p>	<p>第21条 <u>委員長は理事の中から会長が任命するものとする。</u></p> <p>2 委員会は会員の有志により構成される。</p> <p>3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。</p> <p>4 委員会の<u>運営は当該委員会の細則による。</u></p>

第5-7号議案 規約の改正（第24条）

事務局の強化や運営の円滑化を図るため、次のように修正したい。協議会の運営事務局を沖縄県環境生活部とし、事務局長を会長が任命することとし理事会の構成員としたい。

改正前	改正後
<p>第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を<u>以下の通り設置する。</u></p> <p>(1) <u>平成20年6月28日から平成21年3月31日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。</u></p> <p>(2) <u>上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。</u></p> <p>2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>	<p>第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を<u>沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。</u></p> <p>2 <u>事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。</u></p> <p>3 <u>事務局長の任期は2年とし、再任は妨げない。</u></p> <p>4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>

第5-8号議案 規約の改正（第25条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
<p>第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>第14条に規定する総会、第17条の理事会及び第19条の委員会の議事・進行に関する事項</u></p>	<p>第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>第15条に規定する総会、第18条の理事会及び第20条の委員会の議事・進行に関する事項</u></p>

第5-9号議案 規約の改正（第27条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
2 寄付金の使途については、 <u>第14条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。	2 寄付金の使途については、 <u>第15条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

第5-10号議案 規約の改正（第27条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、修正したい。

改正前	改正後
(運営細則) 第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第14条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。	(運営細則) 第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第15条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

第6号議案 選挙結果

5月31日以降に開票するため、当選した役員は総会の日に表示されます。

第7号議案 その他